

諮問番号：平成29年度諮問第38号

答申番号：平成29年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、年金収入だけでは生活に困窮するので、原処分（生活保護廃止処分）は違法又は不当であり、取り消されるべきであると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人は処分庁の文書指示に違反し、年金を担保とした貸付（以下「年金担保貸付」という。）を受けたものであり、また、これについてやむを得ない事情も認められなかったことから、所定の手続を経た上、生活保護法第62条第3項に基づき原処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 保護基準によると、保護の廃止は、停止を行うことによっては指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときとされている。

原処分は、過去に年金担保貸付を受けた審査請求人に対し、処分庁が以後当該貸付を受けてはならないという指導指示をしたところ、審査請求人がこれに従わなかったことを理由になされたものである。

当該指導指示の内容は、年金担保貸付を受けることは生活保護法第4条の保護の受給要件を満たさないから、合理性に欠ける点は認められず、また、審査請求人が年金担保貸付を受けたことにやむを得ない事情は窺えず、さらに、当該指導指示は、不作為義務を課する内容であり、一度貸付を受けることとなれば、当該不作為義務を履行することは将来において不能となり、保護の停止を行うことによっては、当該義務に従わせることはできないといわざるを得ないから、違法又は不当な点はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（生活保護法第4条第1項）、被保護者は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならないとされている（同法第60条）。

また、保護の実施機関は、生活の維持及び向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（同法第27条第1項）、被保護者は当該指導指示に従う義務があり（同法第62条第1項）、保護の実施機関は、当該義務に反したとき、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。

他方、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保護受給中の者が年金担保貸付を受け、その借入金を借金返済等に充てるために費消することは、生活保護法第4条に定める保護の受給要件を満たさないことに加え、同法第60条に定める被保護者の生活上の義務を怠ることになるから、生活保護法の趣旨に反するものと解されている。

そこで、本件についてみると、審査請求人は保護開始前に年金担保貸付を受け、その返済等により生活が維持できずに保護申請に至ったという経緯から、処分庁は、以後当該貸付を受けないことを文書指示した上で保護を開始したものの、審査請求人は自らの責による罰金の支払のため再び当該貸付を受け、その支払に充てており、かかる審査請求人の行為は、処分庁の指導指示に従う義務（生活保護法第62条第1項）に反し、実質的にみても、将来の年金受給を恣意的に忌避したものであるとして保護の受給要件（同法第4条第1項）を欠き、被保護者の生活上の義務（同法第60条）を怠るものであると認められる。

処分庁は、こうした事実関係に基づき、審査請求人の保護を廃止したものであるが、保護の開始に当たって処分庁による文書指示が行われた経緯及び当該指示に反するに至る事情に鑑みると、保護を廃止することとした処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美